

アゼリアカード特約 一部改定のお知らせ

2020年4月1日をもってアゼリアカード特約を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■アゼリアカード特約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第2条(カードの発行) 当社の定める本特約及びセゾンプリペイドカード規約(以下「プリカ規約」といいます)、並びに川崎アゼリアの定めるアゼリアポイント会員規約(以下「ポイント規約」といいます)を承認の上、当社と川崎アゼリア(以下、併せて「両社」といいます)に、両社所定の方法により、本カードのご利用のお申込をし、両社が本カードのご利用を認めた方(以下「利用者」といいます)に、本カードを発行いたします。なお、未成年者の方は、親権者の同意を得たとみなした上でお申込を受け付けるものとします。</p>	<p>第2条(カードの発行) 当社の定める本特約及びセゾンプリペイドカード規約(以下「プリカ規約」といいます)、並びに川崎アゼリアの定めるアゼリアポイント会員規約(以下「ポイント規約」といいます)を承認の上、当社と川崎アゼリア(以下、併せて「両社」といいます)に、両社所定の方法により、本カードのご利用のお申込をし、両社が本カードのご利用を<u>承諾</u>した方(以下「利用者」といいます)に、本カードを発行いたします。<u>契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。</u>なお、未成年者の方は、親権者の同意を得たとみなした上でお申込を受け付けるものとします。</p>
<p>第9条(利用停止措置) プリカ規約第15条(利用停止措置)第1項に以下を追加します。 (6)利用者がポイント規約に基づきポイントサービスにかかる利用停止又は会員資格を喪失された場合</p>	<p>第9条(利用停止措置) プリカ規約第15条(利用停止措置)第1項に以下を追加します。 (7)利用者がポイント規約に基づきポイントサービスにかかる利用停止又は会員資格を喪失された場合</p>
<p>第10条(適用除外) 本カードは、プリカ規約第6条第5項及び第18条の適用はございません。</p>	<p>第10条(適用除外) 本カードは、プリカ規約第6条第<u>6</u>項及び第18条の適用はございません。</p>
<p>第12条(特約の変更) 会員が本特約の変更及びその変更内容の告知後に本カードをご利用された場合は、会員は、その変更内容をご承諾いただいたものとみなします。</p>	<p>第12条(特約の変更) プリカ規約第26条(本規約の変更等)の規定は、<u>本特約の変更について準用します。</u>この場合において、プリカ規約第26条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。</p>

以上